

報告第 1 2 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の
報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 9 月 3 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

処 分 事 項

損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
平成 30 年 7 月 13 日	494,716 円	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 30 年 5 月 7 日午前 9 時 20 分頃、羽曳野市河原城 899 番地において、道路を走行していた公用車の左ミラーが家屋の樋に接触し、当該家屋の樋及び屋根の一部を損傷させたもの。	(1) 本件事故の責任割合については、市を 100%、相手方を 0%とする。 (2) 本市は、相手方に対し事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を支払う。 (3) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。
平成 30 年 7 月 24 日	345,750 円	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 30 年 4 月 27 日午後 2 時頃、羽曳野市西浦 1030 番地付近の道路において、循環バスが相手車両とすれ違う際に、双方の車両の右側面が接触し、それぞれ損傷したもの。	(1) 本件事故の責任割合については、市を 50%、相手方を 50%とする。 (2) 本市は、相手方に対し事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を支払う。 (3) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。 (4) 相手方は、本市に対し事故に関する一切の損害賠償金として 48,740 円を支払う。 (5) 本市は、相手方に対しその余の請求権を放棄する。
平成 30 年 7 月 30 日	46,224 円	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 30 年 6 月 19 日午前 11 時 40 分	(1) 本件事故の責任割合につい

		<p>■■■■■ ■■■■■</p>	<p>頃、南河内郡千早赤阪村大字水分 357 番地の建水分神社内の勾配が急な隘路において、曲がり角を通過するため後退しながら切り返した際、路面が濡れていたため、車輪が滑り、公用車であるバスの左前方及び右側面が当該隘路の壁面及び手すりに接触し、これらを損傷させたもの。</p>	<p>ては、市を 100%、相手方を 0%とする。 (2) 本市は、相手方に対し事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を支払う。 (3) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。</p>
--	--	------------------------	---	--